

ILO創設百周年にあたり、さらなる発展を図る決議 素案

本年、国際労働機関、ILOは創設百周年という記念すべき年を迎えた。

第一次世界大戦終了後の1919年、ベルサイユ講和条約において創設されたILOは、憲章前文において掲げる「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」との普遍的理念のもと、国際的な協調と連携、相互支援と努力を基盤とした労働条件の改善と向上に尽力し、着実にその歴史を刻んできた。

現在では世界187もの国々が加盟するILOは、国連機関としては唯一、加盟国の政府、労働者及び使用者、すなわち政労使の三者代表によって意思決定と組織の運営が行われており、この三者構成主義を基盤として社会正義実現の基礎となる国際労働基準を構成する条約及び勧告の策定と加盟国による批准及び履行促進に務めてきた。この三者構成主義こそが、国際社会におけるILOの存在意義と価値を高めてきた源泉であり、我が国をはじめ世界の国々でその精神が国内にも根付いてきたことは特筆に値する。

そして、ILOがその三者構成主義を通じて議論し、採択した国際労働基準は、全てのILO加盟国において守るべき労働に関する国際的な最低基準や国内において実現をめざすべき有力な指針として重要な役割を果たしてきた。グローバル化や情報化の進展とともに労働環境が多様化し、かつ、複雑化する中で、政労使が協調して対処すべき新たな諸課題が噴出している今だからこそ、国際労働基準の意義と役割はますます重要性・必要性を増しており、そのことは、国連やその諸機関、多国間及び二国間の自由貿易協定、さらには企業の社会的責任、CSRとしての取組などでも国際労働基準が尊重すべき基準として積極的に採用されていることからも明らかである。

ILO及び国際労働基準の今日的発展の重要な契機となったのは、1998年に採択された「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、いわゆる新宣言と、1999年にILOの新たな戦略目標として位置付けられた「ディーセント・ワーク」である。新宣言では、ILOの全ての加盟国が尊重し、遵守すべき8つの中核条約が規定され、その完全批准と履行に向けた努力が続けられてきた。我が国は、未だに強制労働廃止に関する105号条約及び差別禁止に関する111号条約を批准しておらず、ILOの原加盟国であり、ILO常任理事国の立場にある我が国だからこそ、それらの早期批准に向けて一層の努力を傾注していくなければならない。

また、「働きがいのある人間らしい仕事」として我が国でも定着してきた「ディーセント・ワーク」は、全ての人々が、性別や障害の有無等にかかわらず、労働者としての基本的

権利と自由、平等を保障され、人間としての尊厳ある生活を保持できる仕事に従事し、将来の安心と安全が確保され、かつ、社会的な対話プロセスに参加・参画し、声を上げることができる雇用・労働環境の確保をめざす共通の目標である。これこそまさに、世界でも類をみない人口減少と超高齢化社会を迎える我が国において、将来にわたって国民の安心と安全を確保する働き方改革の実現に向けて現下取り組むべき最優先課題にほかならず、その実現に向けて引き続き努力を行っていかなければならない。

今後、企業の生産活動やサービス・金融・情報ネットワークのグローバル化が一層その規模とスピードを増し、その中で「働き方」の多様化や人の流れ、労働者の国境を越えた移動もますますスケールと複雑さを増していく。そのような中で、ILO創設の原点である「社会正義の確保を通じた世界の恒久平和の実現」を果たすため、国際労働基準やディーセント・ワークの理念が果たすべき役割はますます大きくなる。

本院は、ILO創設100周年を記念し、次なる100年のさらなる発展と活動の展開に向け、あらためて我が国がILO活動において果たすべき役割と責務の重要性を確認し、これからも世界の加盟国と共にその理念の追求と目的の達成のために最大限の貢献をしていく決意をここに表明する。

右決議する。